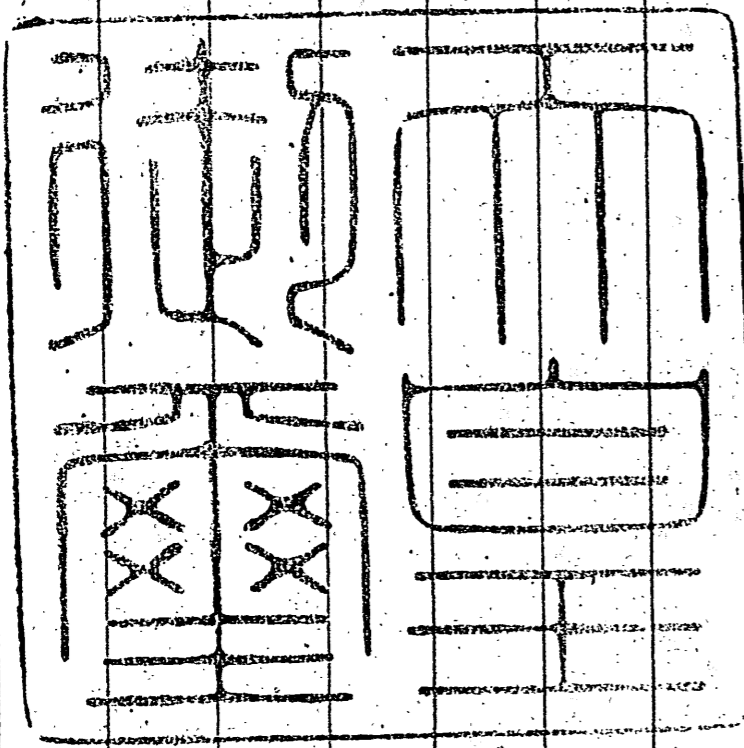


総内大司文
厚農商運遊

勅 第五百七十八號

朕は、戦時補償特別措置法施行規則の一部を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

裕仁



内閣

編内大司文
長官運進

昭和二十一年十一月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

司法大臣 木村 篤太郎

内務大臣 大村 清一

文部大臣 岸 耕太郎

農林大臣 和田 博雄

逓信大臣 一松 定吉

商工大臣 星 亨二郎

厚生大臣 河合 寛成

運輸大臣 平塚 幸次郎

大藏大臣 石橋 湛山

578

総内大司文
厚農商運遊

勅 第五百七十八號

渡し、これを以て戦時補償特別税の物納に充てることができる。
前項の規定により戦時補償特別税の物納に充てる場合における
當該預金又は貯金の債権の収納債額は、その預金^額又は貯金額によ
る。

前項に規定するものを除く外、第一項の場合において必要な事
項は、大蔵大臣がこれを定める。

第四十五條に左の但書を加える。

但し、第四十一條の二第一項の規定により當該預金、貯金その
他の債権を政府に譲渡し、これを以て戦時補償特別税の物納に充
てる場合においては、大蔵大臣の定めるところによる。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。